**平成２１年（フ）第４０９号**
福島市飯坂町湯野字橋本16番地の１　鈴藤アパート３号
債務者　橋本　妙子
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福島地方裁判所

**平成２１年（フ）第４１８号**
福島市松川町字中原24番地の11　アネックスさいとう102号
債務者　鈴木恵美子
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福島地方裁判所

**平成２１年（フ）第８１１号**
茨城県東茨城郡城里町大字石塚792番地の48
債務者　米澤　久雄
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
水戸地方裁判所

**平成２１年（フ）第８２４号**
茨城県那珂市額田東郷747番地２
債務者　佐々木託一
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第５号**
水戸市河和田２丁目2232番地の２　市営河和田住宅52―３棟２―４
債務者　一ノ瀬ユキノ（旧姓山野）
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第１０号**
水戸市笠原町1645番地の１
債務者　昆野きみ子
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第１３号**
茨城県ひたちなか市大字三反田3326番地　県営三反田アパート３―１―１
債務者　村松　良一
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第１５号**
茨城県ひたちなか市大字高野2298番地17
債務者　大山　泰子
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
水戸地方裁判所

**平成２１年（フ）第３０３号**
茨城県石岡市北府中２丁目11番15号
債務者　比気　克幸
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第７号**
茨城県石岡市吉生2179番地、住民票上の住所　茨城県石岡市若松２丁目９番34号
債務者　橋本　良治
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第１６号**
茨城県稲敷郡美浦村大字大須賀津568番地
債務者　塚本　弘樹
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第５号**
千葉県長生郡長柄町長柄山737番地７
債務者　大石　　繁
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２１年（フ）第１９４号**
千葉県君津市西原1099番地
債務者　齊藤　好洋
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２１年（フ）第５４１号**
金沢市粟崎町３丁目324番地
債務者　大西　　享
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
金沢地方裁判所

**平成２１年（フ）第３３７号**
山梨県甲斐市篠原1477番地１　深沢住宅３号
債務者　渡邉　広紀
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第４７２号**
山梨県笛吹市石和町八田297番地４
債務者　依田　眞里
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第４８９号**
山梨県中巨摩郡昭和町飯喰895番地１　カロリータウン11　201号
債務者　瀧　　早苗
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係